



Title	フランス1838年法におけるアリエネalienéの収容と個人の自由liberté individuelleの保障（2・完）：禁治産interdiction宣言の要否を巡る議論を手がかりに
Author(s)	酒井, あむる
Citation	阪大法学. 2025, 75(3), p. 165-177
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102808
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス1838年法におけるアリエネ *aliéné* の 収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（2・完）

——禁治産 *interdiction* 宣告の要否を巡る議論を手がかりに——

酒井 あむる

はじめに

第1章 1838年法の背景と概要

- 1 1838年法制定以前
- 2 1838年法の概要
- 3 小括

第2章 精神科医と1838年法

- 1 近代フランスにおける精神医学
- 2 精神科医の主張
- 3 小括（以上、75巻2号）

第3章 議会と1838年法

- 1 政府案の提出
- 2 代議院での議論
- 3 貴族院での議論
- 4 小括

おわりに（以上、本号）

第3章 議会と1838年法

1830年の七月革命勃発後、純理派が政権に復帰したことで、一時中断されていたアリエネに関する法案についての活動が再始動する。1838年法制定には、キリスト教道德協会出身者が数多く関与し、社会の秩序維持にも人道主義にもかなう立法が目指された。

論 説

議会では、アリエネ施設の設置や収容方法、収容費用の負担に関する具体的な議論も白熱しているが、これらの規定の大前提として、アリエネを隔離するためには、禁治産が宣告されている必要があるかという点が、根本的な問題として意識された。以下、かかる争点に的を絞って、議事録を分析する。

議事録の分析の前に、当時の立法手続きについて概説する。1838年法が制定された七月王政期に、国家の制度を定めていたのは、ブルボン家による王政復古時代の1814年憲章を修正した1830年憲章である。1814年憲章は「国王が法律を提案する」(1814年憲章16条)と規定していたのに対し、1830年憲章では「法案の提出権は、国王、貴族院および代議院に属する」(1830年憲章15条)という表現に改められ、「立法権は、国王、貴族院および代議院により共同で行使される」(1830年憲章14条)と明記された。国王に属する法案提出権を実質的に行使していたのは、国王がその長を務める政府であった。

新たに貴族院と代議院に法案提出権が認められたとはいえ、各々の議員が思うままに法案を提出することは、無意味な提案や危険な提案を防ぐという理由で厳しく制限され、あくまでも各院が集合的に法案提出権を握る建前となっていた。

法案を提出したい議員が貴族院議員である場合、その者は貴族院の部局 *bureau* に対し、法案の目的を簡潔に示して署名した提案書を提出する。部局において提案を検討した後、取り組むべき議案であると判断されると、提案者は、一般原則と主要な区分を期日までに説明する。次に、部局が任命し、提案者も一員として加わる委員会 *commission* が提案を検討し、全体的な報告書を作成する。その後、貴族院全体で報告書について議論と投票を行い、これに従って委員会が法案を起草する。起草された法案の条文は、貴族院全体の議論と投票を経て、一時的に採択される。一時的に採択された条文は、再び委員会に送り返され、決定版が起草される。決定版の条文が貴族院全体で議論され、可決されれば、貴族院全体としての法案となる。かかる手続きの間で、取り組むべき議案であると判断されなかったり、却下されたりした場合は、同一会期中に再提案することはできない。

法案を提出したい議員が代議院議員である場合、提案者はまず代議院の3つ

の部局の許可を得なければならない。許可を得た後、提案者は期日までに提案理由を練り上げる。提案理由が支持されると、議長は代議院に法案を取り組むべきかを諮り、取り組むことが決定されると、提案書は印刷され、複数の部局に送られる。各部局では、提案が審議され、委員会の委員が任命される。委員会が報告書を作成した後、代議院において議論と投票が行われ、可決されれば、代議院全体としての法案となる。かかる手続きの間で、議論が延期された場合は、新たな提案の形式をとる場合でない限り、同一会期中に再提案することはできない。

以上の手続きを経て貴族院や代議院により提出された法案は、他方の院に送られる。もっとも、上記の手続きは複雑であったため、両議院による提案よりも国王の法案提出権を実質的に行使する政府による法案の提出の方が多く、1838年法も政府によって法案が提出されている。政府により提出された法案は、両議院により順番に審理される。かかる順番は、代議院の先議が定められている租税法（1830年憲章15条）を除き、自由である。一方の院または政府から提出された法案を受け取ると、部局が法案を検討し、委員会が報告書を作成し、貴族院または代議院全体で審理される。定足数は、貴族院では3分の1以上、代議院では過半数であり、法案が可決されるためには、有効投票の過半数の賛成が必要となる。両院で法案が可決されると、国王によって承認され公布される。法律の承認と公布は、国王の専権である（1830年憲章18条）。貴族院、代議院、国王のうち、少なくとも1つの機関により否決された法案は、同一会期中に再提案され得ず（1830年憲章17条）、法律の成立には三者の一致が必要とされた。⁽⁶⁶⁾

1 政府案の提出

1837年1月6日、内務大臣ガスパランが、アリエヌの収容に関する法律の政府案を代議院に提出する。ガスパランは、キリスト教道德協会が輩出した典型的な純理派であり、監禁施設は被監禁者の利益になると同時に社会から脅威を取り除くものであるという考え方を有し、アリエヌに関する1838年法だけなく、救済院の組織化や監獄制度の改善等にも尽力した人物である。⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾

アリエネを隔離するためには、前提として、禁治産が宣告されている必要があるかという点について、ガスパランは、精神科医は全員一致で「ノン」と答えているとして、次のように説明する。⁽⁶⁹⁾精神科医は、迅速な隔離こそアリエネの体系的な全治療の第一の条件であり、隔離が早ければ早いほど治癒がより確実となると考えているが、司法的手続き、すなわち、禁治産の宣告には時間要する。そのため、隔離の前提条件として禁治産が宣告されていることを求めると、隔離を迅速に行なうことが困難となってしまう。また、1804年に制定された民法489条は、禁治産が宣告されるためには、対象者が「痴愚・痴呆・狂気の常況」にあることを要求している。しかし、隔離を必要とするアリエネの中には、痴愚・痴呆・狂気が一時的であるに過ぎない者や、モノマニー患者のように、特定の観念に関しては精神錯乱 *délire* が生じているが、その他の事物についても理性が健全に働いている者も存在する。それゆえ、隔離が必要となる症状がでている場合であっても、必ずしも禁治産が宣告されるとは限らず、禁治産が隔離の前提条件とされれば、「痴愚・痴呆・狂気の常況」にないアリエネを隔離することができない。加えて、精神病について専門的な知識を有しているわけではない裁判所が、精神病の初期の段階でこれらの症状を判断することは困難であり、裁判官による尋問は精神病を悪化させ、治癒不可能な状態に至ってしまうかもしれない精神科医は危惧している。したがって、精神科医は、禁治産が宣告されていなくても隔離を行うことができるようすべきであり、一刻も早く精神病の専門家の治療を受けさせることが必要である、と主張している。

さらに、ガスパランは、アリエネの収容の前提として禁治産の宣告を不要とする理由として、禁治産の手続きの公開性も挙げている。⁽⁷⁰⁾実際に、アリエネの家族が、禁治産を宣告するための司法手続きにより、身内に精神を病んだ者がいることが明らかになってしまったことを嫌がって、禁治産を請求せず、封印令状やその他の手段でアリエネを不適に監禁し、または適切な医療を受けさせないまま家庭内にとどめておくことも多かった。家族の名誉を守りつつ、アリエネ本人に適切な治療を行うために、収容は秘密裡になされる必要があり、かかる秘匿性の妨げとなる禁治産の宣告を収容の前提条件として要求すべきではな

いとの政府案の考え方を説明している。また、民法491条は、家族による禁治産の請求は任意であること、検察官による禁治産の請求は狂気の常況の場合にのみ義務付けられることを定めているため、アリエヌの収容に先立って禁治産の請求を義務付けることは、同条に反することになると述べている。

以上の理由から、政府案では、禁治産が宣告されていないアリエヌの収容を可能とする規定が設けられている。具体的には、まず、1条で「痴愚・痴呆・狂気に侵されており、禁治産が宣告されていないいかなる個人も、知事の許可または命令によるものでない限り、精神病の治療に割り当てられた救済院またはその他の公立若しくは私立施設に収容され、留置され得ない。」と規定する。知事の許可は、親族や配偶者の請求に基づいて発され、知事の命令は、アリエヌにより公の安全が危険にさらされている場合に発される（政府案2条）。このように、家族が収容を請求した場合や公共の安全を維持する必要がある場合には、禁治産が宣告されていなくても、アリエヌを施設へ収容することが可能である。しかし、禁治産という形で司法が介入しない収容制度が、家族や知事ら行政によって濫用されることを防ぐ必要がある。そこで、4条は、収容以後、本人や家族の請求若しくは王室検事の訴えに基づく判決により、禁治産も臨時の管理も宣告される余地がないと言い渡された場合、または、知事の許可や命令が更新されることもなく、禁治産や臨時の管理を宣告する判決が下されることもなく所定の期間を経過した場合には、収容の原因是当然に消滅したものとみなされ、収容されていた個人はもはや留置されなくなると規定している。すなわち、政府案は、禁治産の宣告をアリエヌの収容のための前提条件とはしていないが、個人の自由を不当な監禁から保障するために司法が事後的に介入する手段として、禁治産の宣告を位置付けている。

2 代議院での議論

1837年1月6日の議会の後、代議院の委員会による調査と検討が行われ、委員アレクサンドル・フランソワ・オーゲスト・ヴィヴィアン Alexandre, François, Auguste Vivien (1799-1854) により修正案（以下、「代議院委員会修正案」と呼ぶ。）が代議院に提出され、報告がなされる。ヴィヴィアンも、

論 説

キリスト教道徳協会出身の議員である。⁽⁷²⁾

ヴィヴィアンは、まず、民法の規定は、禁治産の請求を許可しているのであってこれを義務付けているのではないとの考えを述べ、また、禁治産は「痴愚・痴呆・狂気の常況」⁽⁷³⁾にない限り宣告できないことや手続きに時間がかかること等、ガスパランや精神科医が指摘した禁治産の不都合な点を認める。そして、禁治産を宣告される前のアリエネに対する規定が存在しないことから、アリエネに関する特別な法律を制定する必要があると説明する。

次に、ヴィヴィアンは、政府案についての委員会の検討を報告し、政府案4条を批判する。上記の通り、同条では、アリエネに禁治産または臨時の管理が宣告された場合には、アリエネの収容が維持されるが、これらが宣告されなかった場合には、収容が終了してしまう。また、施設への入所許可から2年後⁽⁷⁴⁾に、禁治産等が宣告されなければ、退所となる。ヴィヴィアンは、かかる規定では、請求されていない禁治産についても裁判所が判断することになってしま⁽⁷⁵⁾い、禁治産は任意的なものであるとする民法の考え方に対する指摘している。

そして、アリエネの施設への収容は、禁治産が宣告されない場合にもしばしば必要であることや、禁治産という形でなくとも、裁判所が、家族がその権利を濫用したか否か、知事の命令が違法であったか否か、収容の原因が消滅したか否かを判断することは可能であり、これは司法権による行政権への干渉とはならないこと、病人の治療・安全に結び付けられた収容という措置を、財産の管理を目的とする禁治産に結び付けることは、危険な思い違いであることを根拠として、収容の際に禁治産の宣告を義務付けることは不要であると主張して⁽⁷⁶⁾いる。

以上の理由から、代議院委員会修正案では、政府案4条に定められたようなアリエネの収容の継続を禁治産等の宣告にからしめる規定が削除され、アリエネの収容は、禁治産の宣告から独立して実施されることが予定される。もっとも、アリエネの自由を不当な監禁から保障する必要性は認識されており、収容されたアリエネに対する医師の訪問（代議院委員会修正案6条）や、関係各所への連絡の手続き（同7条、9条、15条、17条）、治癒した場合や家族が請求した場合、知事が命じた場合の即時の退所（同8条、10条）等、濫用的な監

フランス1838年法におけるアリエヌ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（2・完）

禁を防ぐための規定は、政府案から引き継がれている。さらに、政府案には存在しなかった、施設に収容されている禁治産の宣告を受けていないアリエヌの財産管理に関する規定が21条以下に新たに盛り込まれた点は注目に値する。⁽⁷⁷⁾

アリエヌの収容を禁治産から独立させた代議院委員会修正案に対しては、フランスソワ・アンドレ・イザンペール François, André Isambert (1792-1857) が異議を唱えている。イザンペールは、自由と合法性の信念を持った法律家であり、1826年には、『法廷新報 Gazette des Tribunaux』に恣意的な逮捕に対する記事を掲載したこと、軽罪警察 police correctionnelle に連行された過去を持つ。かかる経験もあり、イザンペールは、七月王政期に立法府の一員であった全会期において、国家による権力の濫用に対して、また彼が人生を捧げた憲法上の大義のために、熱心に活動した。⁽⁷⁸⁾

イザンペールは、アリエヌを緊急に収容する必要があり、禁治産の裁判の結果を待つことができない場合があることは認めるが、そのような場合においても、市町村当局が一時的な収容決定をした後に、個人の自由に対してより責任のある司法が最終的な決定をする必要があると述べる。政府案や代議院委員会修正案は、権力分立を謳ったフランス人権宣言16条の精神に反し、司法権から行政権へのアリエヌの収容に関する権限の移譲を定め、禁治産の宣告を通じた司法による必要不可欠な統制を廃止してしまっている。これは、まるで、かつての封印令状のように、2つの権力を混同して両者の間に紛争を生じさせており、司法による個人の自由の保障を破壊している。また、委員会は、禁治産は無益または危険であると考えて、これを臨時の管理人によって代替しているが、民法491条の規定を軽率に撤廃すべきではない。アリエヌの収容中に、本人に財産を管理させることは困難であり、また、管理を託された者が、その財産を狙っている危険性もある。アリエヌにとって、財産の保全は治癒と同じくらいの急務であり、禁治産による保障が必要不可欠であるとイザンペールは主張する。⁽⁷⁹⁾

これに対し、ヴィヴィアンは、アリエヌの過度な行為や犯罪から社会を守ることは、権力分立の一般原則に従って行政に属しているし、裁判所はいつでも介入することができるから問題がないと反論する。行政は公の利益のために介

入し、裁判所は個人の利益のために介入するのであり、両者の性質は異なつて
いると述べている。⁽⁸⁰⁾

3 貴族院での議論

代議院での議論の後、貴族院においても、王党派議員マルキス・アンドレ・
フランソワ・グザヴィエ・ソヴェール・ド・バルテルミー Marquis André-
François-Xavier Sauvaire de Barthélémy (1800-1875)⁽⁸¹⁾による貴族院委員会の
修正案（以下、「貴族院委員会修正案」と呼ぶ。）の報告の中で、アリエネの収
容のための前提条件として、禁治産の宣告が常に必要であるかという点が検討
されている。

バルテルミーによると、フランス北部の県では、ほとんど全てのアリエネが
禁治産の宣告を受けており、禁治産が宣告されるまで施設への入所が延期され
ている一方で、パリのビセートルでは、禁治産の宣告を受けていないアリエネ
が多い。そのため、新たに作るべき法案は、遅さ・尋問・公開性というアリエ
ネやその家族にとって有害な要素の多い禁治産の宣告を、いかなるときでも要
求するべきではない。また、民法によれば、禁治産は、「痴愚・痴呆・狂気の
常況」になければ宣告されないが、一時的な発作でアリエネとなっている者も
いるため、新たに作るべき法案は、禁治産の宣告の有無を問わず、公共の安全
を脅かす全ての者の施設への収容を、知事が職権で命じることができるよう
に定める必要がある。もっとも、禁治産の宣告という形で司法が介入しないアリ
エネの収容の際に、個人の自由の侵害を不可能にするような措置を確立しなけ
ればならない。不当な監禁から個人の自由を保障するため、いかなる者も、収
容を実施する者が作成・署名した入所請求書なく施設に収容され得ず、医師の
診断書も必要となる（貴族院委員会修正案7条、10条）。さらに、知事や裁判
所長、王室検事、公安判事等による施設に対する訪問と視察が行われる（同4
⁽⁸²⁾条）。

また、バルテルミーは、アリエネが監獄に収容され、犯罪者と混同されてい
る現状について、黙認されてはならないと批判しながら、かかる事態は、禁治
産の裁判中、精神病の状態が認定されるまでは治療のための施設に送ることが

できないという制度になっているために生じているのであり、以後、新法により、禁治産の宣告が必須ではなくなり、禁治産の裁判の頻度が低くなるにつれて生じなくなると説明している。他方、禁治産が請求されるべきと考えられる場合にもそなえて、アリエネのための一時的な収容所が開かれているように法が配慮する必要もあると考えている。⁽⁸³⁾

さらに、収容の前提としての禁治産の宣告が必要かという文脈ではないものの、貴族院議員らによって禁治産の宣告の必要性が議論されている。軍人作家として著名なジャン・ジャック・ジエルマン・プレ・クロゾー Baron Jean-Jacques Germain Pelet-Clozeau (1777-1858)⁽⁸⁴⁾ は、いかなる者も、重罪もしくは軽罪のために拘束されるか、または禁治産の宣告後にしか身柄を拘束され得ないのであり、禁治産の宣告を免除しては、個人の自由に対する保障が失われると懸念している。そして、家族が禁治産の手続きの費用をまかなえないならば、政府が費用を負担して職権で禁治産を請求すればよく、これによってこそ、⁽⁸⁵⁾ 公共の安全と個人の自由の調和を図ることができると述べている。これに対し、コンセイユ・デタのメンバーや外務大臣として活躍したヴィクトール・ド・ブロイ Duc et prince Victor de Broglie (1785-1870)⁽⁸⁶⁾ は、次のように説明して、禁治産を狂人の問題から遠ざけようとする。これまで、公の秩序を脅かす狂人の問題は、司法の問題であった。すなわち、公共の安全のために必要な措置を一時的に行うのは王室検事であり、続いて、裁判所が禁治産に関して決定を行い、狂人の最終的な運命を決定していた。しかし、かかるシステムの運用に大きな困難が生じ、行政的に狂人を取り締まるようになった。いまや、狂人の問題は、行政の問題であると同時に司法の問題でもあると考えるのではなく、どちらか一方を選ばなければならない、と。ブロイとしては、狂人の問題は行政の問題であると考えている。他方、バルテルミーは、知事がアリエネを施設に直接収容できる権限をもつことにより、禁治産から生じる多額の費用や、アリエネの狂気を悪化させる尋問等の深刻な不都合を回避できると説明している。⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾

4 小括

社会秩序の維持や博愛主義を掲げた純理派の議員達は、アリエネの収容を唱

論 説

える精神医学の言説に親和的であり、議会においては、禁治産を収容の前提条件とすべきでないという精神科医と同旨の主張が多数派であった。一方、アリエネを収容するためには前提として禁治産が宣告されていることが必要であると考えるイザンペールらは、アリエネの処遇に関して行政権と司法権の権力分立を維持することや、アリエネの自由や財産を不当な監禁や濫用から保障すること等、フランス人権宣言で謳われた権力分立や個人の自由の保障という原理を意識している。この考え方には、イザンペールの、弁護士や破壊院判事等の法律家としての経験や自らが逮捕された経験が影響を与えていたと考えられる。

ただし、アリエネの収容の前提として禁治産が宣告されていることを要求すべきでないという立場の議員らも、アリエネの判断力が低下した状態を悪用した不当な監禁を予防する必要性は共通して認識している。当初、政府案では、収容以後、判決により禁治産も臨時の管理もなされる余地がないと言い渡された場合や、知事の許可や命令が更新されることも禁治産や臨時の管理を宣告する判決が下されることもなく所定の期間を経過した場合には、収容の原因は当然に消滅したものとみなされて、収容されていた個人はもはや留置されなくなると規定し、収容を適法に存続させるための一要件として禁治産の宣告を位置付けた。ところが、代議院の委員会の調査と検討を経て、政府案が予定していた司法の事後的な介入は削除され、禁治産という司法的な手続きに頼らず、医師による訪問や、状況に応じた即時の退所等、あくまで医学的、行政的な方法に重点が置き換えられた。

おわりに

本稿では、禁治産制度がもつ個人の自由の保障という側面に着目しながら、アリエネの収容と個人の自由の保障に関する1838年法制定に向けた議論を読み解いた。その際に、同法以前の狂人の監禁の歴史的背景を考慮しながら、アリエネの収容と個人の自由の問題を巡る議員や精神科医の主張を考察することを試みた。

革命以前のフランスにおいて、狂人は封印令状と禁治産という2つの主要な

方法によって監禁されていた。次第に、不当な監禁からの個人の自由の保障の要請が認識されるようになり、監禁前に禁治産の宣告を要求することにより、司法を介入させて、個人の自由の保障を図ろうとした。革命直後、封印令状は廃止されたものの、禁治産による個人の自由の保障という理想と現実の監禁方法との間に齟齬が生じたために、行政当局による不当な監禁が行われ続けてしまった。また、財政難によりアリエネの監禁環境は改善されないままであった。かかる状況において、アリエネのための財源を確保し、彼らを不当に監禁するのではなく、正当に隔離するための新法が要求されるようになった。1838年法は、かかる需要にこたえるべく、制定された法律である。

1838年法の制定過程では、収容の大前提として禁治産が宣告されていることが必要かという点が議論された。個人の自由や司法権の独立を尊重する立場から、禁治産の手続きを省くことに反対する議員も少数ながら存在したものの、精神科医と純理派をはじめとする多くの議員は、アリエネの収容の前提として禁治産が宣告されていることを要求すべきでないという意見でおおむね一致した。この立場が論拠としているのは、主に以下の3点である。第一に、禁治産の手続きは時間がかかるので、これを必須としてしまってはアリエネの隔離が遅れ、適切な治療を迅速に行うことができない。第二に、禁治産は公開の司法手続きであるため、身内に精神病を患っている者がいることが明らかになると家族が嫌がり、禁治産を請求しない場合に、収容が不可能となってしまう。第三に、民法489条の規定に従えば、禁治産が宣告されるためには、「痴愚・痴呆・狂気の常況」にあることが必要であるため、たとえ隔離を必要としていても「痴愚・痴呆・狂気の常況」になければ、アリエネを収容することができない。これらの理由から、1838年法では最終的に、収容時に司法が禁治産という形で関与しない規定となり、禁治産の宣告を必須の前提条件とすることがアリエネの迅速な隔離の障害となっている現状の問題を解消し、アリエネの効果的な治療を目指した。

以上より、本稿は、禁治産が単なる財産管理手段にとどまらず、不当な監禁から個人の自由を保障する手段としても活用されようとしたが、禁治産の宣告を収容の前提条件とすることは実際上不都合が多く、近代精神医学の観点から

も批判されたため、1838年法では収容前の禁治産の宣告を不要とする多数派の見解が採用されたという展開を明らかにした。

このようにみると、1838年法では、アリエネの処遇に関して精神科医と行政権が司法権を排除した絶大な権限をもち、個人の自由に対する革命の熱狂は冷めてしまったかのように思われるが、議会では、禁治産の要否に関する議論の後、禁治産なくしていかに収容を適法に行い、かつ不当に長引かないようにするか、また、禁治産を宣告されていないアリエネの財産をいかに管理するかという、具体的な制度設計のための議論が続けられる。しかし、本稿は、収容の必要性と個人の自由の保障の必要性との対立の象徴ともいえる、収容の前提としての禁治産の要否に関する議論に分析対象を絞り込んだため、禁治産以外での司法の介入や行政と医師の介入によって個人の自由を保障する制度設計に関する議論を検証するには至らなかった。また、本稿は、主に1838年法の成立に向けた思想的な動きを追ったのみであり、制定過程で議論された問題点を克服するためにどのような規定が制定されたのか、制定後の同法がいかに適用されたかという点の解明は、今後の課題としたい。

- (66) 以上の立法手続きについては、Paul Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814–1848)*, Éditions du recueil Sirey, Paris, 1954, pp. 272–283; Mauris Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, Arno Press, New York, Vol. II, 1979, pp. 254–256, pp. 269–271. 1830年憲章については、Pierre Ronsanvallon, *La monarchie impossible. Les Charters de 1814 et de 1830*, Fayard, 1994, pp. 93–148, pp. 350–355; 中村義孝『フランス憲法史集成』法律文化社（2003）137–141頁。七月王政期の議会体制の発展については、Marcel Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France: de 1789 à nos jours*, 17 ed., La Défense: LGDJ, Lextenso, Paris, 2022, pp. 212–227.
- (67) Goldstein, *op. cit.*, pp. 282–283.
- (68) Hœfer, M., *Nouvelle biographie générale*, Paris, 1854, Vol. 19, p. 557.
- (69) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 106, p. 270.
- (70) Etienne Georget, *De la folie. Considération sur cette maladie*, Crevot, Paris, 1820, p. 108.
- (71) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 106, p. 271.

- (72) Hœfer, *op. cit.*, Vol. 46, p. 326.
- (73) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 108, p. 481.
- (74) 知事の許可や命令は、6ヶ月以上効力を有せず、また、3回までしか更新され得ないため、これらが効力を有するのは最長2年間となる。
- (75) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 108, p. 487.
- (76) *Ibid.*, p. 488.
- (77) 1837年3月18日に代議院に報告された修正案では、施設の管理監視機関によるアリエネの財産の臨時の管理（21条）、家族等の請求に基づく臨時の管理人の任命（22条）、公証人（23条）、臨時の管理人と公証人が権限を有する期間（24条）、アリエネの行為の無効（25条）に関する規定が新設された。この案はその後も度重なる修正を受け、また、いくつかの規定が新たに盛り込まれた。最終的に成立した1838年法には、アリエネの財産管理に関する条文が9つ存在することになった。本稿では、1838年法におけるアリエネの財産管理に関する条文について検討することができなかった。これについては、稿を改めて論じることしたい。
- (78) Hœfer, *op. cit.*, Vol. 26, pp. 42-44.
- (79) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 109, pp. 343-346, p. 350.
- (80) *Ibid.*, p. 351.
- (81) Adolphe Robert, Edgar Bourlton, Gaston Cogny, *Dictionnaire des parlementaires français*, Paris, 1891, Vol. 5 (PLA-ZUY), p. 275.
- (82) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 113, pp. 545-547.
- (83) *Ibid.*, p. 548.
- (84) Hœfer, *op. cit.*, Vol. 39, p. 476.
- (85) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 115, p. 421.
- (86) Hœfer, *op. cit.*, Vol. 7, p. 480.
- (87) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 115, p. 423.
- (88) *Ibid.*, p. 424.